



II. PRTRとは

- 1 .PRTR制度とは何か
- 2 .PRTR制度はどんなことに役立つか
- 3 .化学物質排出把握管理促進法とは
- 4 .どんな物質について届け出るのか
- 5 .どんな事業者が届け出るのか
- 6 .事業者はどのように把握して届け出る
- 7 .対象事業所以外からの排出
- 8 .公表の仕組み
- 9 .公表されるデータおよび公開されるデータ

2 .PRTR制度はどんなことに役立つか

PRTR制度が導入され、事業所や家庭、自動車などから排出される化学物質の量が毎年公表されることで、身の回りの化学物質と私たちとの関係はどのように変わってゆくのでしょうか。

PRTR制度はこのように役立つ

多くの化学物質の排出状況がわかる

これまでいくつかの有害な化学物質の排出については、主に工場施設などを対象に法律による規制が行われてきました。しかし、多くの化学物質については、どこからどれだけ排出されているのか十分に実態を把握することができませんでした。

PRTR制度では354物質の排出状況等が把握・公表され、これまでよりも多くの物質について、きめの細かい情報を得ることができるようになりました。

行政

地域の環境中に排出される化学物質の種類と量を知ることによって、対策の必要性や優先順位を決める際の参考にすることができます。

企業

使用している化学物質の種類や排出量を把握することで、無駄を省くなど、自主的な管理が進みます。また、排出量等の削減の目標がたてやすくなります。

市民

なんとなく不安に感じていた環境中の化学物質や健康に影響のありそうな化学物質について、その種類や発生源、排出量等を具体的に知ることができます。

情報を共有し、協力して取組を進める

PRTR制度で公表・開示されるデータは、誰でも見ることができます。個別事業所のデータについては、請求を行うことにより開示されます。

特に市民にとっては、行政や企業と同じ情報を手にすることが可能となり、これまで行政や企業に任せるしかなかった化学物質問題への取組に積極的に参加する機会が広がります。例えば、市民が行政や企業の取組の状況をチェックしたり、自らの生活の見直しに役立てることができます。

PRTRデータを利用して、市民、企業、行政が、化学物質の排出の現状や対策の内容、進み具合について話し合いながら、協力して化学物質対策を進めていくことが期待されます。

3 化学物質排出把握管理促進法とは

PRTR制度は法律で定められた制度です。平成11年に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」³に基づき、対象化学物質や届出をしなければならない事業者などが決められています。この法律は「化学物質排出把握管理促進法」や「化管法」（いわゆるPRTR法）という略称で呼ばれたりしていますが、このガイドブックの中では「化管法」と表記します。

化管法の目的

有害性のある化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的として制定されました。

ひとつひとつの化学物質に基準値を設けて規制する従来の方法とは異なり、多くの化学物質の排出量などの情報を公開することによって社会全体で化学物質の管理を行おうというものです。

化管法の対象化学物質

対象となる化学物質は、人の健康を損なう又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあると認められるものです。何万種類もある化学物質のうちどの物質をPRTR制度の対象にするかは、有害性⁴についての国際的な評価や生産量などを踏まえ、専門家の意見を聴いて決められています⁵。また、国民の意見を聴取する機会も設けられています。

対象物質はそれが環境中にどれくらい存在しているかによって「第一種指定化学物質」⁶と「第二種指定化学物質」の2つに分けられています。

3. 化管法についての詳細は、環境省環境保健部環境安全課PRTR担当、経済産業省製造産業局化学物質管理課（121ページ参照）にお問い合わせ下さい。

4. 有害性については125ページ、または「化学物質の有害性について知りたい」（122ページ）を参照下さい。

5. 物質選定の考え方については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定について」（中央環境審議会答申）に、対象物質選定の考え方、選定の手順、選定の経緯などが書かれています。この答申はインターネットでも見ることができます。

（http://www.env.go.jp/press/file_view.php3?serial=1210&hou_id=1705）

6. 第一種指定化学物質のリストを巻末130ページ以降に掲載してあります。

化管法の対象事業者⁷

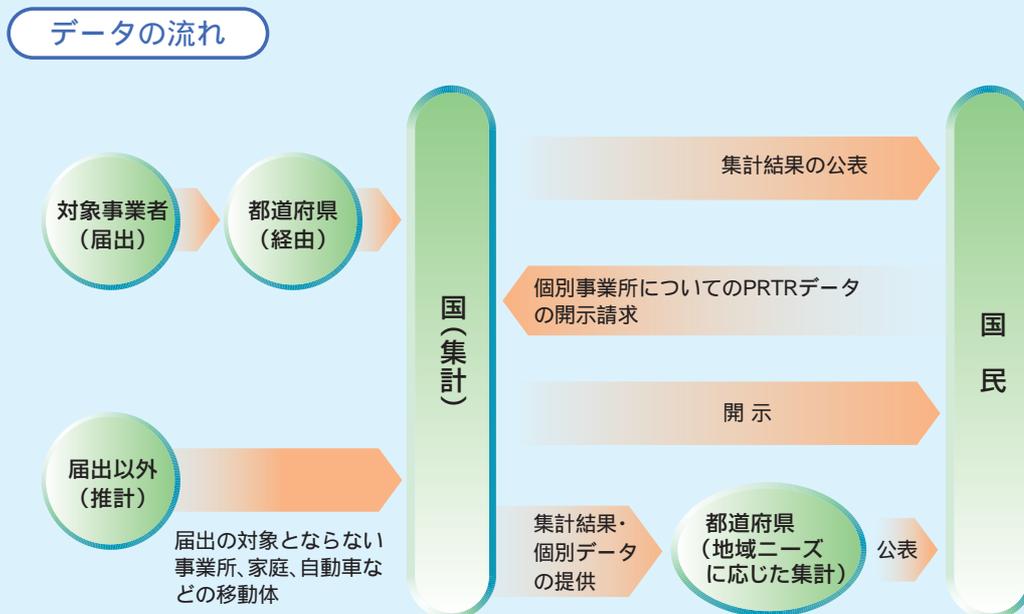
業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量という3つの条件があり、それぞれ一定の基準に合致する事業者が、事業所ごとの環境中への排出量と廃棄物などとしての移動量を届け出ることが義務づけられています。具体的には製造業や鉱業、電気・ガス業など23業種が対象となります。平成14年度は全国で約3万5千の事業所が届出を行いました。

データの流れ

企業など事業者の届出⁸は都道府県等を経由して国に届けられます。国はデータを集計するとともに、届出事業所以外の発生源(届出の対象とならない事業所、家庭、自動車等の移動体など)からの排出量を推計し、年に1回公表します。

また、事業所のデータはコンピュータ処理が可能な形に加工され、国から都道府県に提供されることになっており、各都道府県でも地域のニーズに応じてデータを集計・公表することができます。

国民は、国による集計結果の公表とは別に、個別事業所についてのPRTRデータの開示を国に請求し、入手することができます⁹。



7. 対象事業者については、16ページ参照。

8. 届出のしかたは、17ページ参照。

9. 請求の方法は、39ページ参照。

4. どんな物質について届け出るのか

化管法の対象となる化学物質は、人の健康を損なう又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもので、環境中に存在すると考えられる量の違いによって2つに区分されています。

化管法に基づいて事業者が届出を求められる化学物質は「第一種指定化学物質」です。また、この物質を他の事業者へ出荷する場合には、有害性に関する情報や取扱い方法などを記載したMSDS(化学物質等安全データシート)¹⁰等を提供することが事業者に義務づけられています。

第一種指定化学物質のうち、人に対する発がん性があると評価されている物質は「特定第一種指定化学物質」と呼ばれ、12種類が指定されています。

「第二種指定化学物質」については排出量等を国に届け出る必要はありませんが、第一種指定化学物質と同様にMSDS等の提供が求められています。

対象物質

第一種指定化学物質¹¹(354物質):排出量・移動量の届出とMSDSの提供

次のいずれかの有害性の条件に当てはまり、かつ、環境中に広く継続的に存在するもの

- ・人の健康を損なう又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ・その物質自体は人の健康を損なう又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれもなく、環境中に排出された後で化学変化を起こし、容易に上記の有害な化学物質を生成するもの
- ・オゾン層を破壊するおそれがあるもの

特定第一種指定化学物質(12物質)

人に対する発がん性があると評価されているもの

石綿、エチレンオキシド、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン(別名塩化ビニル)、ダイオキシン類、ニッケル化合物、砒素及びその無機化合物、ベリリウム及びその化合物、ベンジリジンはトリクロリド、ベンゼン、9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン(別名メトキサレン)

第二種指定化学物質(81物質):MSDSのみ提供

第一種指定化学物質と同じ有害性の条件に当てはまり、製造量の増加等があった場合には、環境中に広く存在するようになることが見込まれるもの

10. MSDSについては128ページ、MSDSに関する規定は、「指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令(平成12年12月22日通産省令第401号)(http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/mshorei11.pdf)」で定められています。

11. 第一種指定化学物質リストは、130ページ参照。

対象物質はこんな物質

届出の対象となる第一種指定化学物質がどんな物質か一例をご紹介します。第一種指定化学物質は、環境中に広く継続的に存在し、次のいずれかの有害性の条件に当てはまるものです。

人の健康を損なうおそれがあるもの

動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの

オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの

化学物質の有害性は、慢性毒性、発がん性などの項目で判断されます。化管法では、原則として国際的に信頼性の高い専門機関でデータの評価が行われている項目や、統一的な試験方法により物質相互の比較が可能なデータが得られている項目を対象化学物質の選定に用いています。

第一種指定化学物質については、それぞれ以下のような項目が選定の判断となりました。

人の健康を損なうおそれがあるもの

発がん性、変異原性、経口慢性毒性、吸入慢性毒性、作業環境許容濃度、生殖 / 発生毒性 (催奇形性を含む) 感作性

動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの

水生生物 (藻類、ミジンコ、魚類) に対する生態毒性

オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの

オゾン層を破壊する性質

これらの有害性については、125ページに簡単にまとめてあります。また、第一種指定化学物質がそれぞれどのような有害性を持つかについては、以下のような「総括表」¹²で知ることができます。

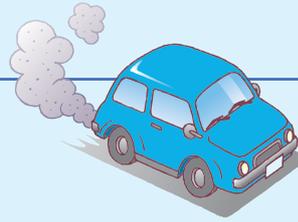
第一種指定化学物質総括表

種別	政令番号	CAS番号	物質名	別名	発ガンクラス	変異原クラス	経口クラス	吸入クラス	作業環境クラス	生殖クラス	感作性クラス	生態クラス	オゾン	カテゴリー	製造・輸入量区分	農薬製造・輸入量区分	環境検出
1種	1	-	亜鉛の水溶性化合物					3			1			metal,Zn	100000		
1種	2	79-06-1	アクリルアミド		2	1	1	2							10000		YY
1種	3	79-10-7	アクリル酸					3	3						100000		
1種	4	140-88-5	アクリル酸エチル		2	1			4						100000		
1種	5	2439-35-2	アクリル酸2(ジメチルアミノ)エチル									1			1000		
1種	6	96-33-3	アクリル酸メチル			1									10000		
1種	7	107-13-1	アクリロニトリル		2	1		2	3						100000		YY
1種	8	107-02-8	アクロレイン			1			2			1			10000		
1種	9	107-09-1	アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)					3				1					YY

12. 対象物質については、環境省PRTRホームページの「化学物質データベース(物質別)」(<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/db/index.html>) または「対象化学物質情報(有害性の種類別)」(<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/2/2index7.html>) で知ることができます。

対象物質の例

人の健康を損なうおそれがあるもの
例：ベンゼン



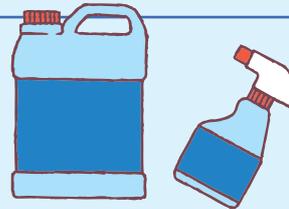
主な用途

石油成分の一つで、石油の精製により工業的に製造されます。染料や合成洗剤、医薬品、合成繊維、農薬、防虫剤など多くの石油化学製品の原料として使われています。またガソリン中にも含まれており、給油時や走行時に大気に排出されています。

有害性

人への発がん性が認められています。高濃度の蒸気を短い時間に大量に吸い込むと、皮膚や気道が刺激され、めまいや頭痛、吐き気、意識喪失などを引き起こします。

動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼす
おそれがあるもの
例：ノニルフェノール



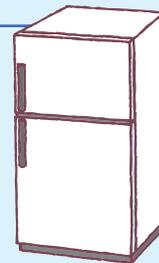
主な用途

主に洗剤となる界面活性剤の合成用原料として使われています。親油性フェノール樹脂やグリセリンなどのエステル類の合成原料としても使われる場合があります。また、殺虫剤、殺菌剤、抗カビ剤に用いられ、酸化防止剤や腐食防止剤として石油系製品に加えられたりすることもあります。

有害性

水生生物に対して毒性があることが認められています。また、同一濃度では女性ホルモンよりはかなり弱いながらも、メダカに対する内分泌かく乱作用を持つことが強く推察されています。なお、今のところラットに対する試験では、明らかな内分泌かく乱作用は確認されていません。

オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの
例：ジクロロジフルオロメタン(CFC 12)



主な用途

一般にフロンガスと呼ばれるものの一つで、無色、無臭、不燃性で化学的に安定しているなどの特性があり、冷蔵庫や空調の冷媒として使われてきました。

有害性

大気中に排出されたフロンガスは、ゆっくりと上昇していき、オゾン層のある高度まで達すると、宇宙からの強い紫外線を受けて分解します。このときに塩素が発生して、この塩素がオゾン層を壊します。オゾン層が破壊されると本来オゾン層で吸収されるはずの有害な紫外線が大量に地上に降り注ぎ、皮膚がんや白内障が増えるのではないかと考えられています。

5 .どんな事業者が届け出るのか

対象化学物質を製造したり、使用したり、環境中へ排出している事業者のうち、以下の3つの条件にすべて合致する事業者¹³に届出の義務があります。対象となった事業者は、毎年4～6月の間に、前年度に事業所から環境中に排出された化学物質の量(排出量)及び移動された化学物質の量(移動量)を国へ届出することが義務づけられています。

対象業種

○金属鉱業	(製造業続き)	○倉庫業
○原油・天然ガス鉱業	・窯業・土石製品製造業	○石油卸売業
○製造業	・鉄鋼業	○鉄スクラップ卸売業
・食料品製造業	・非鉄金属製造業	○自動車卸売業
・飲料・たばこ・飼料製造業	・金属製品製造業	○燃料小売業
・繊維工業	・一般機械器具製造業	○洗濯業
・衣服・その他の繊維製品製造業	・電気機械器具製造業	○写真業
・木材・木製品製造業	・輸送用機械器具製造業	○自動車整備業
・家具・装備品製造業	・精密機械器具製造業	○機械修理業
・パルプ・紙・紙加工品製造業	・武器製造業	○商品検査業
・出版・印刷・同関連	・その他の製造業	○計量証明業
・化学工業	○電気業	○一般廃棄物処理業
・石油製品・石炭製品製造業	○ガス業	○産業廃棄物処分業
・プラスチック製品製造業	○熱供給業	○高等教育機関
・ゴム製品製造業	○下水道業	○自然科学研究所
・なめし革・同製品・毛皮製造業	○鉄道業	

従業員数 常用雇用者21人以上の事業者

第一種指定化学物質のいずれかを1年間に1t以上(特定第一種指定化学物質については0.5t以上)取り扱う事業所を有するなどの要件を満たす事業者。(平成14年度届出は5t以上です。)

全国約670万の事業所(民営・公営含む)のうち、この条件をすべて満たす事業所は数万事業所とみられています。

対象業種以外や、対象業種であっても従業員数や対象化学物質の取扱量が少ないなどの理由でPRTR制度の対象とならない残りの事業所からの排出量は、家庭や自動車などからの排出量と同様に国が推計します。

13. 対象事業所選定の考え方や選定の経緯については、「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について(中央環境審議会第二次答申)-PRTR対象事業者等について-」(http://www.env.go.jp/press/file_view.php3?serial=1211&hou_id=1705)を参照下さい。

6 事業者はこのように把握して届け出る

対象となった事業者は、年に一度、前年度の事業所ごとの排出量及び移動量を国へ届け出ることが義務づけられています。

届出する「排出量」と「移動量」

排出量とは、生産工程などから排ガスや排水などに含まれて環境中に排出される第一種指定化学物質の量で、

- 大気への排出
- 公共用水域への排出
- 事業所における土壌への排出
- 事業所における廃棄物としての埋立処分

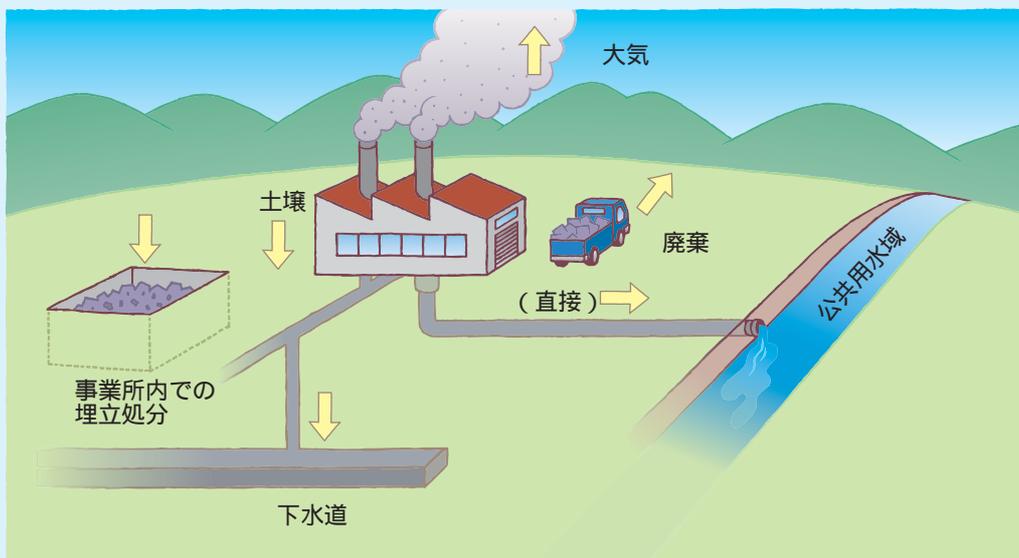
に分けられています。大気では、排気口や煙突からの排出ばかりではなく、ペンキなどの塗料に含まれる成分の揮発も排出と考えます。公共用水域では河川や湖沼・海などへの排出、土壌ではタンクやパイプから土壌への漏洩などを排出とみなします。埋立処分とは、事業所で生じた対象物質を含む廃棄物を、事業所内の埋立地に埋め立てる場合をさし、土壌への排出とは区別されます。また、廃棄物を廃棄物処理業者に委託し、事業所の外に運ぶ場合は、以下に説明する「移動量」に含めます。

移動量とは、廃棄物の処理を事業所の外で行うなどのために移動する第一種指定化学物質の量のことで、

- 下水道への移動
- 事業所の外への廃棄物としての移動

があります。具体的には廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託した量や下水道へ排出した量がこれにあたります。

排出と移動



排出量・移動量はどのように調べるのか

事業所では1年間の排出量や移動量をすべて実際に測定しているわけではなく、物質の出入り量から求める、排ガスや排水の濃度を実測して排ガス・排水量に乗じる、取扱量に排出係数を乗じる、排ガス・排水量に物性値(蒸気圧、溶解度)に乗じる、その他、的確に算出できると認められる方法のいずれかで算定して求め、有効数字2桁で記入します¹⁴。

どのように届出するのか

事業者は「第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書」の様式に従って届出を行います。これは、事業者の名前や事業所の住所、その事業所で行われている事業の業種などを記入するものと、その事業所から排出または移動される化学物質の量(質量)を記入するものの2種類があり、は、1つの化学物質につき1枚作成されます(次ページ参照)。

PRTRの届出対象となる第一種指定化学物質は354物質ですが、1事業所が届け出る物質の数は業種や規模などによって異なります。例えば、平成14年度のデータでは、最も多かった事業所で68物質、1事業所あたりの平均届出物質数は5.4物質でした。

企業秘密について

対象事業者は、通常、都道府県を經由して国に届け出ますが、企業秘密にあたると思われる物質についての情報は国に直接届け出ます。この情報は、国による集計・公表にあたって、秘密情報として保護されることとなりますが、企業秘密であるか否かは国で厳格に判断されます。

次の ~ のいずれにも該当するときでなければ、秘密情報に該当するとは認められません¹⁵。

第一種指定化学物質の名称等が開示されることによって、秘密とされる情報が他の事業者等に知られてしまう可能性があること

「秘密として管理」されていること

「生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報」であること

「公然と知られていない」こと

なお、平成13年、14年とも、国への企業秘密としての届出は、1件もありませんでした。

14. 排出量の算定方法については、『PRTR排出量等算出マニュアル』(環境省・経済産業省)に詳しく記載されています。(<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/2/2-3.html>)

15. 秘密情報の審査基準については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第6条における秘密情報の審査基準について」(<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/7/kanrenhouki/kanrenhouki15.pdf>)を参照下さい。

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書(部分)

事業所	事業者の名称 <small>(ふりがな)</small>	あいうえこうぎょう			
	事業所の名称 <small>(ふりがな)</small>	株式会社 あいうえ工業			
	事業所の名称 <small>(ふりがな)</small>	ろじぎょうじよ			
	事業所の名称 <small>(ふりがな)</small>	口事業所			
	所在地 <small>(ふりがな)</small>	〒251-XXXX 神奈川県 藤沢市 朝日町 X-X			
事業所において常時使用される従業員の数				25	
事業所において行われる事業が属する業種	業種名	金属製品製造業		業種コード	2800
	うち主たるもの				
第一種指定化学物質の排出量及び移動量				別紙番号1~4のとおり	
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無(該当するものに○をすること)				1. <input checked="" type="checkbox"/> 有 2. <input type="checkbox"/> 無	
担当者 <small>(問い合わせ先)</small>	部署	口事業所 環境安全部管理第一係			
	氏名 <small>(ふりがな)</small>	かがく はなこ			
	電話番号	0466-XXXX-XXXX			
※受理日	年 月 日	※整理番号			

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量を記入する様式(部分)

第一種指定化学物質の名称	キシレン				
第一種指定化学物質の号番号	63	単位(該当するものに○をすること)	1. <input checked="" type="checkbox"/> kg 2. <input type="checkbox"/> mg-TEQ		
排出量	イ 大気への排出				39.
	ロ 公共用水域への排出				250.
	ハ 当該事業所における土壌への排出(二以外)				0.0
	ニ 当該事業所における埋立処分				11.
移動量	イ 下水道への移動				0.0
	ロ 当該事業所の外への移動(イ以外)				56.
※整理番号					

7 対象事業所以外からの排出

化管法の対象となった事業所だけが化学物質の排出源ではありません。届出の対象とはならない事業所や自動車などの排ガスからも多くの化学物質が排出されていますし、家庭における洗剤や殺虫剤などの使用によっても排出されています。

これら対象事業所以外の発生源からの排出については、国が推計を行います。この結果は、事業所から届出された情報と併せて公表されます。

推計の対象となるのは主に次のような発生源からの排出です。

届出対象業種のうち従業員数が21人未満の事業者

届出対象業種のうち事業所ごとの年間取扱量が1t未満(特定第一種指定化学物質は0.5t未満)の化学物質

届出の対象となっていない業種(建設業、医療業、農業等)

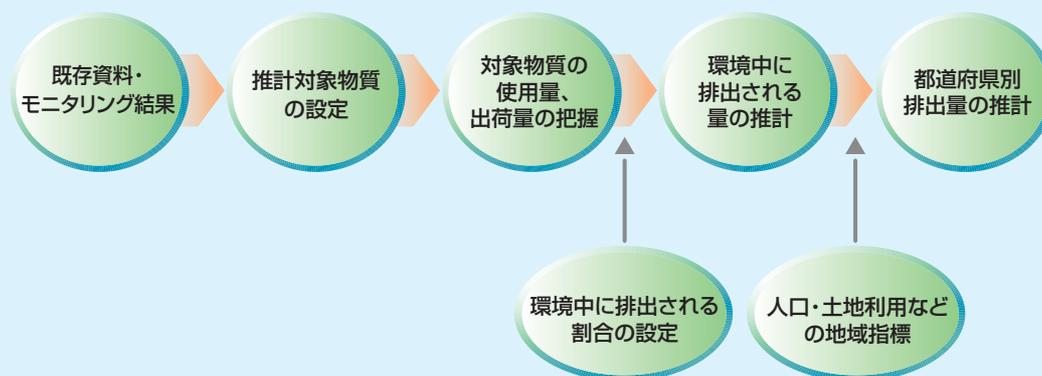
家庭(衣料用防虫剤や塗料、家庭園芸で使われる除草剤や殺虫剤、台所やトイレで使われる洗剤、洗濯用洗剤などの使用に伴う排出)

移動体(交通機関):自動車、二輪車、船舶、鉄道、航空機等

推計のしかた

届出以外の発生源からの排出量については、その発生源に応じたさまざまな推計方法を用いて推計されますが、おおまかに以下のような手順で推計されます¹⁶。

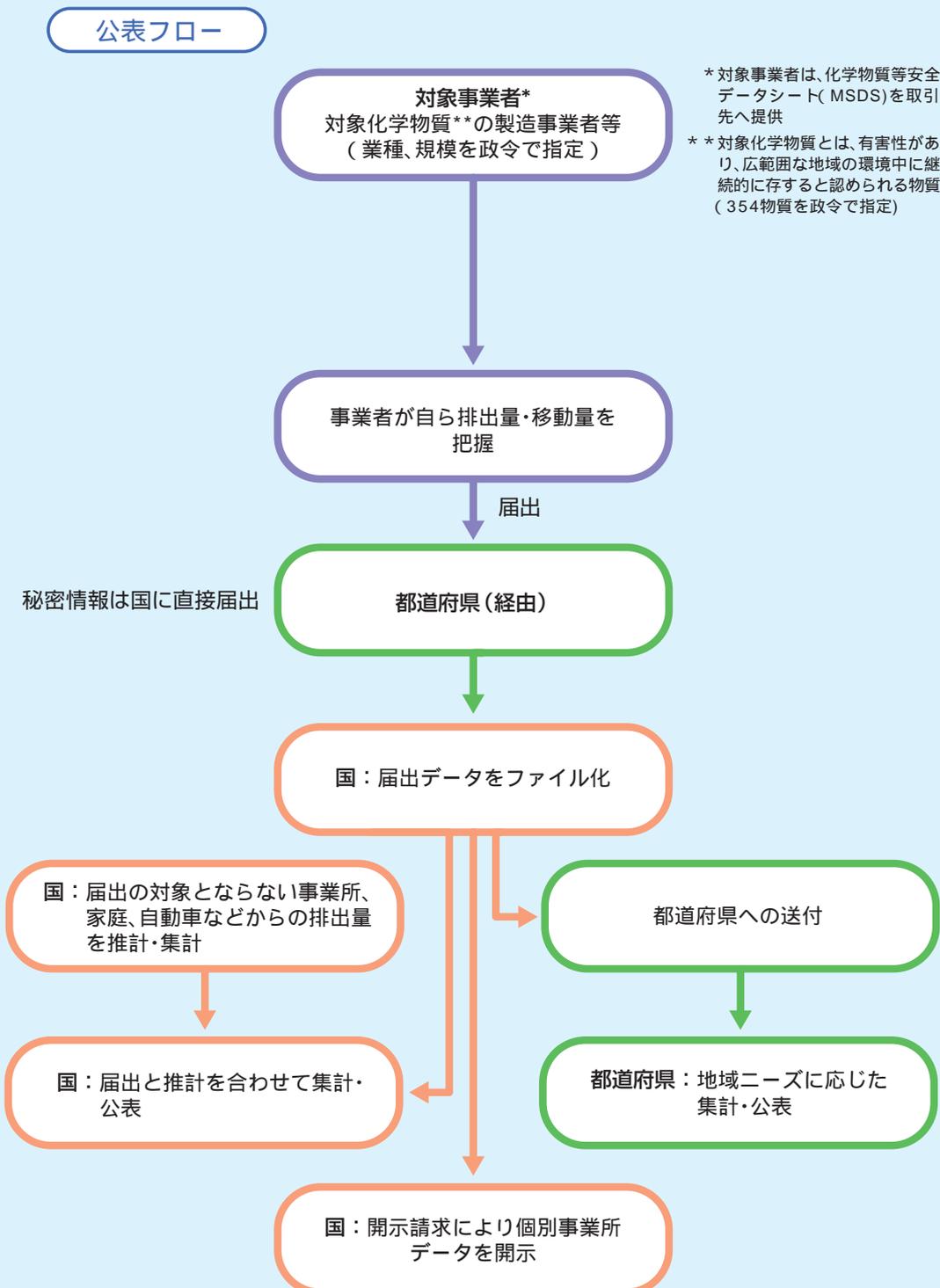
推計の方法



16. 推計方法の詳細は、環境省集計結果ホームページ(<http://www.prtr-info.jp/>)の「PRTR届出外排出量の推計方法」を参照下さい。

8 .公表の仕組み

事業者が届出した情報が国によって集計され、一般に公表されるまでの流れをまとめると、次のように表わすことができます。



公表までの流れ

対象事業者は、毎年4月から翌年3月までの1年間の対象化学物質の排出量や移動量を把握し、その結果を都道府県を經由して国へ届け出ます。

国は、全国の対象事業者から集まったデータをコンピュータ処理が可能なように電子ファイル化し、物質別、業種別、都道府県別などに集計します。

国は、全国の届出の対象とならない事業所や家庭、自動車等の移動体などから排出される化学物質の量を推計・集計します。

国は、 と を併せ、公表します¹⁷。

国は、集計結果(集計表)の公表とは別に、請求があれば個別事業所のPRTRデータを開示します。

電子ファイル化された情報は国から都道府県に提供され、都道府県は地域のニーズに応じた集計・公表を行います。

また、PRTRのスタートに伴い、化学物質に関するさまざまな情報が行政や企業から提供されています。

さらに、国による集計結果の公表以外にも、

- ・都道府県や市区町村
- ・企業や業界団体
- ・NGOやNPO

などが国のデータをもとに独自に集計し、公表している例¹⁸があります。

PRTRデータの「公表」と「開示」

対象事業所の届出データや国が推計したデータを、国が集計し、報告書やホームページなどで公開することを「公表」といいます。

一方、国が、開示請求に基づき、請求者に個別事業所のデータを提供することを「開示」といいます。つまり、個別事業所のデータは「公表」されておらず、環境省のホームページなどでは見ることはできませんが、開示請求すれば、国から「開示」されたデータを得ることができます。

17. PRTRデータ集計・公表システム(<http://www.prtr-info.jp/prtrinfo/>)については27ページで紹介しています。

18. 国以外の公表例については、33ページ以降を参照下さい。

9 公表されるデータおよび公開されるデータ

PRTRデータは、「第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令（経済産業省・環境省令）に基づき、化学物質別、都道府県別、業種別（45業種）¹⁹、従業員数別など、総計4,464種類の集計表としてとりまとめ、その概要とともに毎年ホームページで公表されます。

[集計表の内訳]

届出排出量・移動量の集計

… 全国 / 都道府県別および全業種 / 業種別 : 2,208種類

従業員数別の平均排出量・移動量の集計

… 全国 / 都道府県別および業種別 : 2,160種類

届出外排出量の集計

… 全国 / 都道府県別 : 48種類

移動体の排出量の集計

… 全国 / 都道府県別 : 48種類

また、国において実施した届出外の排出量の推計結果およびその概要、届出外の排出量の推計方法や推計の基礎としたデータを取りまとめたものも併せて公表されます。

一方、事業者から届け出られた個別事業所毎の情報については一律に公表はされていませんが、個人情報等を除きすべて開示の対象となり、

事業者、事業所に関する情報（名称、所在地等）

事業所における第一種指定化学物質の排出量・移動量に関する情報

- ・第一種指定化学物質の名称

- ・大気への排出量、公共用水域への排出量及び排出先の名称

- ・下水道への移動量

- ・事業所外への移動量

等について、開示請求によりいつでも簡単に入手することができます。

開示されるデータは、用紙による交付が電子媒体（フロッピーディスク又は光ディスク（CD-R））による交付のうち、いずれかの方法を選択することができます。

次項に示したものは、交付される情報のイメージです。また、電子媒体により交付される事業所のデータの電子ファイル²⁰は、CSV方式²¹で提供され、データベースソフトや表計算ソフトの多くで読み書きができ、開示請求者が独自に表を作成したり、集計・分析等を行うことが可能です。

19. 届出対象業種は23業種（12ページ参照）ですが、このうち製造業を更に23業種に区分した合計45業種についての集計表を作成しています。

20. 電子ファイルで提供されるデータの使用方法については、144ページを参照。

21. CSV方式とは、項目の間をカンマで区切ったテキスト形式のファイルのことです。

